

港湾施設使用料(令和元年10月1日時点)

港湾施設	使用の種類	区分	使用料の単位	使用料の単価(円)
岸壁、物揚場、棧橋、ドルフィン	一般使用	普通船舶のうち外航船舶(総トン数20トン以上の船舶)	係留1回(継続するものは、24時間までを1回とする。)総トン数1トンにつき	4.54
		普通船舶のうち外航船舶を除く船舶(総トン数20トン以上の船舶)	係留1回(継続するものは、24時間までを1回とする。)総トン数1トンにつき	4.98
		自動車航送船のうち外航船舶を除く船舶(総トン数20トン以上の船舶)	係留1回(継続するものは、24時間までを1回とする。)総トン数1トンにつき	11.19
可動橋	一般使用		係留1回につき	6,600
荷さばき地	一般使用	10日以内	1平方メートル 1日につき	1.86
		11日以上 1月以内	1平方メートル 1日につき	3.73
上屋(木造又はブロック構造)	一般使用	10日以内	1平方メートル 1日につき	3.90
		11日以上 1月以内	1平方メートル 1日につき	7.81
	専用使用		1平方メートル 1月につき	197
上屋(鉄骨耐火構造)	一般使用	10日以内	1平方メートル 1日につき	8.63
		11日以上 1月以内	1平方メートル 1日につき	17.28
	専用使用		1平方メートル 1月につき	437
野積場(舗装)	一般使用		1平方メートル 1日につき	3.34
	専用使用		1平方メートル 1月につき	67
野積場(未舗装)	一般使用		1平方メートル 1日につき	2.75
	専用使用		1平方メートル 1月につき	55
水面貯木場	一般使用		1平方メートル 1日につき	0.36
	専用使用		1平方メートル	110

	専用品		1月につき	11.0
アンローダ	専用使用		1月につき	16,125,000
荷役ホッパー	一般使用		取扱量1トンにつき	8.08

占用の使用料(令和元年10月1日時点)

工作物等の種類		単位	単価(円)	
電柱	第一種電柱	1本につき1年	700	
	第二種電柱		1,100	
	第三種電柱		1,500	
電話柱	第一種電話柱		630	
	第二種電話柱		1,000	
	第三種電話柱		1,400	
その他の柱類				63
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1個につき1年	1,300
広告塔			表示面積1㎡につき1年	1,800
送電塔		占用面積1㎡につき1年	1,300	
架設物	線類	長さ1mにつき1年	6	
	線類以外のもの	占用面積1㎡につき1年	1,300	
埋設管 又は 架設管	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	26	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		38	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		56	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		75	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		110	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		150	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		260	
	外径が0.7m以上1m未満のもの		380	
外径が1m以上のもの			750	
鉄道、軌道その他これらに類するもの		占用面積1㎡につき1年	1,300	
看板	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	180	

目次	その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,800
	その他の工作物又は構築物	占有面積1㎡につき1月	130